

女子栄養大学学則

第1章 目的

第1条 本学は、食を通して疾病を予防し、健康を維持増進することに関する学術の中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学術を教授研究し知的・道徳的・応用的能力を養うことによって有能な専門家を養成し、以て我国文化の高揚と社会の発展に寄与することを目的とする。

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的を達成するため教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

- 2 前項の点検及び評価は、教授会のほか必要に応じ委員会を設けて行う。
- 3 前項の委員会については、別に定める。

第2章 大学の構成

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

| | |
|--------|---------|
| 栄養学部 | 実践栄養学科 |
| | 保健栄養学科 |
| | 食文化栄養学科 |
| 栄養学部二部 | 保健栄養学科 |

- 2 栄養学部保健栄養学科に栄養科学専攻及び保健養護専攻を置く。
- 3 栄養学部二部は、夜間において授業を行う課程とする。
- 4 本学に短期大学部を置く。短期大学部の学則は別に定める。

第4条 本学に次の教育研究施設を置く。その組織及び運営については、別に定める。

栄養科学研究所
図書館

第5条 本学の修業年限は、4年とする。

ただし、最長在学年限は8年とし、これをこえた者は除籍とする。休学の期間は在学期間に算入しない。

- 2 第26条の規定により入学した者の最長在学年限は、在学すべき年数の2倍に相当する年数とする。

第3章 学生定員

第6条 本学の学生定員は、次の通りとする。

| | | (入学定員) | (3年次編入学定員) | 収容定員 |
|--------|---------|---------------|------------|------|
| 栄養学部 | 実践栄養学科 | (200名) | (20名) | 840名 |
| | 保健栄養学科 | 栄養科学専攻 (100名) | | 400名 |
| | | 保健養護専攻 (50名) | | 200名 |
| | 食文化栄養学科 | (67名) | (20名) | 308名 |
| 栄養学部二部 | 保健栄養学科 | (20名) | (20名) | 120名 |

- 2 本学において設置する学科の学級数は、1学級当たり概ね50名の学生数を基本として決定する。

第4章 教育課程、及び履修方法

第7条 本学の栄養学部ならびに栄養学部二部で教授する授業科目及び単位数は別表第一の通りとする。

第8条 履修方法は次の通りとする。

- 一 卒業する為には4年以上在学し、必修単位を含めて合計124単位以上を修得しなければならない。

二 基礎・教養科目は、それぞれ次の単位を修得する。

栄養学部 人文科学、社会科学、自然科学及び外国語からそれぞれ6単位以上
合計24単位以上

栄養学部二部 人文科学、社会科学、自然科学からそれぞれ2単位以上及び外国語から4単位以上、合計16単位以上

三 第10条に規定する別表第一に定める教職科目については、別に定めるところにより、修得した単位を第一号に規定する卒業の要件となる単位として認めることができる。

四 学生は別に定める規程により他学科・他専攻の授業科目を履修することができる。ただし、原則として、修得した単位を第一号に規定する卒業の要件となる単位として認めない。

五 本学に入学する前に、学生が本学もしくは他の大学または短期大学、高等専門学校あるいは修業年限2年以上の専修学校専門課程において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、30単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。ただし、第26条の規定により入学した者についてはこの限りではない。

六 本学に入学した後、学生が他の大学又は短期大学もしくはその他の教育施設等において行った学修については、別に定めるところにより、教授会の議を経て、20単位を限度として単位として認めることができる。

第9条 栄養学部実践栄養学科において、管理栄養士国家試験受験資格を得るためには、栄養士法施行令及び管理栄養士学校指定規則に基づく所定の科目を履修しなければならない。

2 栄養学部保健栄養学科栄養科学専攻において、栄養士の資格を得るためには第8条の規定によるほか栄養士法施行令及び同施行規則に基づく所定の科目を履修しなければならない。

第10条 教員の資格を得ようとする者は第8条の規定によるほか別表第一に定める教職科目を履修しなければならない。ただし、栄養教諭一種免許状を得ようとする者は、前条第1項の規定の要件を充足しなければならない。

2 本学の学部の学科において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は次の表に掲げる通りとする。

| 学 部 | 学 科 | | 教員の免許状の種類 | (免許科目) |
|-------------|----------------------------|-------------|-------------|--------|
| 栄 養 学 部 | 実践栄養学科 | | 栄養教諭一種免許状 | |
| | 保 健 栄 養 学 科 | 栄 養 科 学 専 攻 | 中学校教諭一種免許状 | (家庭) |
| | | | 高等学校教諭一種免許状 | (家庭) |
| | 保 健 栄 養 学 科 | 保 健 養 護 専 攻 | 養護教諭一種免許状 | |
| | | | 中学校教諭一種免許状 | (保健) |
| | | | 高等学校教諭一種免許状 | (保健) |
| 栄 養 学 部 二 部 | 保 健 栄 養 学 科 | | 中学校教諭一種免許状 | (家庭) |
| | | | 高等学校教諭一種免許状 | (家庭) |

なお、栄養学部保健栄養学科栄養科学専攻の入学者で、栄養教諭二種免許状を得ようとする者は、第9条第2項の規定による栄養士資格取得のための科目を履修した上で、第8条第四号の規定に基づいて別に定める栄養学部実践栄養学科の授業科目を履修することによって当該免許状を得るものとする。

第11条 栄養学部において衛生検査技師の資格、臨床検査技師国家試験受験資格を得ようとする者は、第8条の規定によるほか別に定める科目を履修しなければならない。

2 栄養学部実践栄養学科及び保健栄養学科栄養科学専攻において所定の科目を履修した者は食品衛生管理者及び食品衛生監視員の任用資格を得ることができる。

第12条 単位修得の認定は試験による。ただし実習科目については平常の成績によって認定することができる。

ある。

2 試験等の評価は、A・B・C・Dをもって表し、C以上を合格とすることとし、実施の細目については別に定める。

第13条 授業科目の単位数の計算は次の基準による。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実技、実験又は実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。ただし、管理栄養士、栄養士、及び臨床検査技師の養成にかかわる授業科目は、45時間をもって1単位とする。

第14条 教育上有益と認めるときは、他の大学・短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議を経て、30単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

第15条 履修方法の細則は別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

第16条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第17条 学年は次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第18条 休業日は次の通り定める。

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

本学創立記念日（9月28日）

夏期休業、冬期休業、春期休業その他の休業日については、毎年度当初までに教授会で審議決定し、学年暦に掲載するものとする。

2 臨時休業についてはその都度定める。

3 学長が必要と認めた時は休業日の規定にかかわらず授業を行うことがある。

第6章 入学、退学、休学、編入学、再入学及び転学

第19条 入学の時期は毎年学年の始めとする。

第20条 本学に入学する資格のある者は次の各号の一に該当する女子とする。ただし、栄養学部二部については女子に限らない。

- 一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- 三 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

第21条 本学に入学しようとする者は本学所定の入学願書に入学検定料を添え願出しなければならない。

第22条 入学志願者には入学試験を行う。

第23条 入学を許可された者は本学所定の保証書を提出しなければならない。

第24条 退学しようとする者はその理由を明記し、保証人と連署で願出しなければならない。

第 25 条 病気その他やむを得ない理由によって3ヶ月以上欠席しようとする時は理由を明記し保証人と連署で学長に休学を願い出、その許可を得て休学することができる。

2 休学の期間はその学年末までとする。ただし事情により1年を限度として引き続き休学することができる。

3 休学は通算して4年をこえることはできない。

4 休学の理由が消滅し復学しようとする者は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第 26 条 次の各号の一に該当する者については、第 6 条に規定する3年次編入のほか欠員のある場合に限り選考の上、教授会の承認を経て相当年次に入学を許可することがある。

一 他の大学、もしくは短期大学を卒業した者、あるいは修業年限2年以上でかつ修了に必要な総授業時数が1,700時間以上の専修学校の専門課程を修了した者。又は他の大学を願いにより退学した者で本学へ編入学を希望する者。

二 本学を卒業した者。又は願いにより退学した者で、再入学を希望する者。

三 本学の学生で、転部・転科を希望する者。

四 前一、二、三号において、編入学、再入学あるいは転部・転科する以前に、大学もしくは短期大学において修得した単位の認定の取扱については別に定める。

第 27 条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、学長の承認を得なければならない。

第 7 章 学士の学位

第 28 条 本学の卒業要件は、本学に4年以上在学し所定の課程を修め、所定の単位を修得することとする。

第 29 条 本学を卒業した者に対しては、学士（栄養学）の学位を授与する。

第 8 章 授業料、入学金その他に関する事項

第 30 条 入学検定料、入学金及び授業料等は別表第二の通りとする。

2 第 25 条に規定する休学期間中の学費は、授業料の半額とする。

3 特別の事情があるときは、学費を減免することができる。

4 本条に定める納入金の納入方法、ならびに学費減免については別に定める。

第 31 条 既納の授業料、入学金及び入学検定料等は如何なる事情があっても返戻しない。

第 32 条 許可なしに授業料を滞納し、催告してもこれに応じない者は除籍する。

第 9 章 職員組織に関する事項

第 33 条 本学に次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、技術職員、その他必要な職員。

2 本学に、学長が必要と認めた場合、副学長を置くことができる。

第 34 条 職員の職務に関しては学校教育法その他法令の定めるところによる。

第 10 章 教授会に関する事項

第 35 条 本学に重要な事項を審議する為教授会を置く。教授会は教授、准教授、専任講師を以って組織する。ただし、学長が必要と認めた場合にはその他の教職員を加えることができる。

第 36 条 教授会は学長が必要と認めた時又は教授会構成員総数の2分の1以上の請求があった時学長

が召集する。

- 2 学長は教授会の議長となる。学長に支障のある時は学長の指名する教授が代行する。
- 3 教授会の開催は、教授会構成員総数の2分の1以上の出席者をもって成立するものとする。

第37条 教授会は次の事項を審議する。

- 一 学則、その他重要な規則の制定、改廃に関する事
- 二 教育研究上の組織に関する事
- 三 入学試験に関する事
- 四 教育課程の編成、変更および実施に関する事
- 五 授業および試験に関する事
- 六 学生の入学、進学、退学、休学、卒業等身分に関する事
- 七 教員の人事に関する事
- 八 学生の厚生補導および賞罰に関する事
- 九 その他学務に関する重要な事項

第11章 委託生、科目等履修生及び研究生

第38条 本学は学生の教育に支障のない限り、委託生、科目等履修生、及び研究生を置くことができる。

第39条 公共団体その他の機関から本学特定の授業科目につき学習を委託された者がある時は選考の上委託生として入学を許可することがある。

第40条 本学の授業科目中特定の科目を履修しようとする者がある時は選考の上科目等履修生として入学を許可することがある。

第41条 本学の授業科目中特定の科目を研究しようとする者がある時は選考の上研究生として入学を許可することがある。

第42条 研究生として入学することのできる資格のある者は次の通りとする。

- 一 大学を卒業して学士の学位または称号を有する者
- 二 短期大学を卒業した者及びこれに準ずる者で研究を希望する科目に関し前号と同等以上の学力があると認められた者

第43条 委託生、科目等履修生及び研究生について必要な事項は別に定める。

第12章 外国人留学生

第44条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第13章 賞 罰

第45条 学生として表彰に値する行為があった者に対しては、学長は教授会の議を経て表彰する。

第46条 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為のあった者に対しては、学長は教授会の議を経て懲戒する。

- 2 懲戒は戒告、停学および退学とする。

第47条 退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 病気その他の理由によって成業の見込がないと認められる者

- 三 正当な理由がなくて出席が常でない者
- 四 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 14 章 雑 則

第 48 条 本学は学生の教育に支障のない限り、栄養知識の普及、食生活の改善の目的を以て成人教育のため公開講座、及び講習会等を開催する。

第 49 条 農場、寄宿舍及び厚生保健施設等に関する規定は別に定める。

附 則

本学則は大学設置認可の日からこれを施行する。

本学則は昭和 37 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 39 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 42 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 44 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 45 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 46 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 47 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 49 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 50 年 4 月 1 日からこれを施行する。ただし昭和 49 年度以前に入学した者は第 24 条別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は昭和 51 年 4 月 1 日からこれを施行する。ただし昭和 50 年度以前に入学した者は第 24 条別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は昭和 52 年 4 月 1 日からこれを施行する。ただし昭和 51 年度以前に入学した者は第 25 条別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

昭和 52 年度から昭和 54 年度において栄養学部二部栄養学科の総定員は第 4 条の規定にかかわらず、次の通りとする。

昭和 52 年度 180 名

昭和 53 年度 160 名

昭和 54 年度 140 名

本学則は昭和 53 年 4 月 1 日からこれを施行する。ただし昭和 52 年度以前に入学した者は第 25 条別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。ただし昭和 52 年度以前に入学した者は第 25 条別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は昭和 55 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 昭和 54 年度以前に入学した者は、第 5 条別表第一、1 の 3 にかかわらず、なお従前の例による。

二 昭和 52 年度以前に入学した者は、第 27 条別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は昭和 56 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 昭和 54 年度以前に入学した者は、第 5 条別表第一、1 の 3 にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は昭和 57 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 昭和 54 年度以前に入学した者は、第 5 条別表第一、1 の 3 にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は昭和 58 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 59 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は昭和 60 年 4 月 1 日からこれを施行する。
 本学則は昭和 61 年 4 月 1 日からこれを施行する。
 本学則は昭和 62 年 4 月 1 日からこれを施行する。
 本学則は昭和 63 年 4 月 1 日からこれを施行する。
 本学則は平成元年 4 月 1 日からこれを施行する。
 本学則は平成 2 年 4 月 1 日からこれを施行する。
 本学則は平成 3 年 4 月 1 日からこれを施行する。
 本学則は平成 4 年 4 月 1 日からこれを施行する。
 本学則は平成 5 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 平成 4 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一、及び第 8 条にかかわらず、なお従前の例による。

二 第 6 条に規定する保健栄養学科、文化栄養学科の学生定員は、平成 8 年度までは次の通りとする。

| | 入学 定員 | 3 年次編 入学定員 | 収 容 定 員 | | | |
|--------|----------|---------------|---------|---------|---------|-----------|
| | | | 平成 5 年度 | 平成 6 年度 | 平成 7 年度 | 平成 8 年度より |
| 保健栄養学科 | 80 | - | 380 | 360 | 340 | 320 |
| 文化栄養学科 | 40 | 20 | 40 | 80 | 140 | 200 |

本学則は平成 6 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 第 6 条に規定する栄養学部二部の学生定員は、平成 9 年度までは次の通りとする。

| | 入学 定員 | 3 年次編 入学定員 | 収 容 定 員 | | | |
|--------|----------|---------------|---------|---------|---------|-----------|
| | | | 平成 6 年度 | 平成 7 年度 | 平成 8 年度 | 平成 9 年度より |
| 栄養学部二部 | 20 | 20 | 130 | 140 | 130 | 120 |

本学則は平成 7 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は平成 8 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 第 6 条に規定する保健栄養学科の学生定員は、平成 11 年度までは次の通りとする。

| | 入学 定員 | 3 年次編 入学定員 | 収 容 定 員 | | | |
|--------|----------|---------------|---------|---------|----------|------------|
| | | | 平成 8 年度 | 平成 9 年度 | 平成 10 年度 | 平成 11 年度より |
| 保健栄養学科 | 77 | 6 | 323 | 326 | 323 | 320 |

本学則は平成 9 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 平成 8 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一、及び第 8 条第一号・第二号にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成 10 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は平成 11 年 4 月 1 日からこれを施行する。

本学則は平成 12 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 平成 11 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一、及び、第 8 条にかかわらず、なお従前の例による。

二 第 6 条に規定する栄養学科実践栄養学専攻の学生定員は、平成 15 年度までは次の通りとする。

| | 入学 定員 | 3 年次編 入学定員 | 収 容 定 員 | | | |
|--------------------|----------|---------------|----------|----------|----------|------------|
| | | | 平成 12 年度 | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度より |
| 栄 養 学 科 実践栄養学専攻 | 200 | 20 | 520 | 640 | 740 | 840 |

本学則は平成 13 年 4 月 1 日からこれを施行する。

一 平成 12 年度以前に入学した者は、第 7 条別表第一、及び、第 8 条にかかわらず、なお従前の例による。ただし教育職員免許法施行規則の一部改正により、教職分野の授業科目の一部については、

12年度入学生にも適用する。

本学則は平成14年4月1日からこれを施行する。

- 一 平成13年度以前に入学した者は、第7条別表第一(1-1、1-2)第8条第二号及び第9条にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成15年4月1日からこれを施行する。

- 一 平成14年度以前に入学した者は、第3条、6条、7条別表第一及び、第8条第二号、第9条並びに第10条にかかわらず、なお従前の例による。
- 二 第6条に規定する実践栄養学科、保健栄養学科及び文化栄養学科の学生定員は、平成18年度までは次の通りとする。

| | 入学定員 | 3年次編入学定員 | 収 容 定 員 | | | | |
|--------|--------|----------|---------|--------|--------|----------|-----|
| | | | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度より | |
| 実践栄養学科 | 200 | 20 | 200 | 400 | 620 | 840 | |
| 保健栄養学科 | 栄養科学専攻 | 100 | - | 100 | 200 | 300 | 400 |
| | 保健養護専攻 | 50 | - | 50 | 100 | 150 | 200 |
| 文化栄養学科 | 67 | 20 | 227 | 254 | 281 | 308 | |

三 平成14年度以前入学生の栄養学科及び保健栄養学科の学生定員は次の通りとする。

| | 入学定員 | 3年次編入学定員 | 収 容 定 員 | | | | |
|--------|---------|----------|---------|--------|--------|--------|---|
| | | | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | |
| 栄養学科 | 実践栄養学専攻 | 200 | 20 | 640 | 440 | 220 | - |
| | 栄養科学専攻 | 100 | - | 300 | 200 | 100 | - |
| 保健栄養学科 | 77 | 6 | 243 | 166 | 83 | - | |

本学則は平成16年4月1日からこれを施行する。

- 一 平成15年度以前に入学した者は、第7条別表第一1-5にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成16年10月1日からこれを施行する。

本学則は平成17年4月1日からこれを施行する。

- 一 平成16年度以前に入学した者は、第7条別表第一、第8条第1項第二号、及び第10条にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成18年4月1日からこれを施行する。

- 一 平成17年度以前に入学した者は、第3条、第6条、及び第7条別表第一の1-1、及び1-5にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成19年4月1日からこれを施行する。

本学則は平成20年4月1日からこれを施行する。

- 一 平成19年度以前に入学した者は、第7条別表第一の1-3、及び第30条第1項別表第二にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成21年4月1日からこれを施行する。

- 一 平成18年度以前に入学した者は、第7条別表第一の1-2にかかわらず、なお従前の例による。
- 二 平成20年度以前に入学した者は、第7条別表第一の2にかかわらず、なお従前の例による。

本学則は平成22年4月1日からこれを施行する。

- 一 平成21年度以前に入学した者は、第7条別表第一の1-2、1-3、1-4、1-5、及び2、第11条第2項にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一 授業科目及び単位数

1 - 1 - 栄養学部の基礎・教養科目（実践栄養学科、及び保健栄養学科共通）

| | 授 業 科 目 | 単位数 | | 授 業 科 目 | 単位数 | |
|-----------------|---------|------|--------------|---------|------|----|
| | | 必修 | 選択 | | 必修 | 選択 |
| 基礎・ 教養 科目 | (人文科学) | | | (自然科学) | | |
| | 人文科学概論 | | 2 | 自然科学概論 | | 2 |
| | 哲学 | | 2 | 数学 | | 2 |
| | 美学 | | 2 | 物理学 | | 2 |
| | 文化芸術論 | 内6以上 | 2 | 化学 | 内6以上 | 2 |
| | 文化芸術論 | | 2 | 動物学 | | 2 |
| | 文化芸術論 | | 2 | 植物学 | | 2 |
| | 文化芸術論 | | 2 | 自然環境学 | | 2 |
| | 文化芸術論 | | 2 | 人類学 | | 2 |
| | 文化芸術論 | | 2 | 生態学 | | 2 |
| | 社会心理学 | | 2 | (外国語) | | |
| | 文化人類学 | | 2 | 英語 | | 2 |
| | (社会科学) | | | 英語 | | 2 |
| | 社会科学概論 | 内6以上 | 2 | 英語 | 内6以上 | 2 |
| | 社会学 | | 2 | ドイツ語 | | 2 |
| | 社会学 | | 2 | ドイツ語 | | 2 |
| | 社会学 | | 2 | ドイツ語 | | 2 |
| | 社会学 | | 2 | ドイツ語 | | 2 |
| | 社会学 | | 2 | ドイツ語 | | 2 |
| | 歴史地理学 | | 2 | フランス語 | | 2 |
| 歴史地理学 | | 2 | フランス語 | | 2 | |
| 日本国憲法 | | 2 | フランス語 | | 2 | |
| | | | 外国語コミュニケーション | | 2 | |

1 - 1 - 栄養学部の基礎・教養科目（食文化栄養学科）

| | 授 業 科 目 | 単位数 | | 授 業 科 目 | 単位数 | |
|-----------------|---------|------|--------------|---------|------|----|
| | | 必修 | 選択 | | 必修 | 選択 |
| 基礎・ 教養 科目 | (人文科学) | | | (自然科学) | | |
| | 人文科学概論 | | 2 | 自然科学概論 | | 2 |
| | 哲学 | | 2 | 数学 | | 2 |
| | 美学 | | 2 | 物理学 | | 2 |
| | 文化芸術論 | 内6以上 | 2 | 化学 | 内6以上 | 2 |
| | 文化芸術論 | | 2 | 動物学 | | 2 |
| | 文化芸術論 | | 2 | 植物学 | | 2 |
| | 文化芸術論 | | 2 | 自然環境学 | | 2 |
| | 文化芸術論 | | 2 | 人類学 | | 2 |
| | 文化芸術論 | | 2 | 生態学 | | 2 |
| | 社会心理学 | | 2 | (外国語) | | |
| | 文化人類学 | | 2 | 英語 | | 2 |
| | (社会科学) | | | 英語 | | 2 |
| | 社会科学概論 | 内6以上 | 2 | 英語 | 内6以上 | 2 |
| | 社会学 | | 2 | 中国語 | | 2 |
| | 社会学 | | 2 | 中国語 | | 2 |
| | 社会学 | | 2 | 中国語 | | 2 |
| | 社会学 | | 2 | 中国語 | | 2 |
| | 社会学 | | 2 | 中国語 | | 2 |
| | 歴史地理学 | | 2 | フランス語 | | 2 |
| 歴史地理学 | | 2 | フランス語 | | 2 | |
| 日本国憲法 | | 2 | フランス語 | | 2 | |
| | | | 外国語コミュニケーション | | 2 | |

1 - 2 栄養学部実践栄養学科

| | 授 業 科 目 | 単位数 | | 授 業 科 目 | 単位数 | |
|----------------------------|------------------|-----|-------------------------|-----------------|-----|----|
| | | 必修 | 選択 | | 必修 | 選択 |
| 専 門 基 礎 科 目 | 理学的化学的基礎 | 2 | | ライフステージ栄養学 | 2 | |
| | 理化学基礎実験 | 1 | | ライフステージ栄養管理実習 | | 1 |
| | 生物学的基礎 | 2 | | 栄養・食情報システム論 | 2 | |
| | 情報科学基礎 | 2 | | 栄養教育学 | 2 | |
| | 健康管理論(情報処理基礎を含む) | 2 | | 栄養・健康教育実践論 | | 2 |
| | 健康管理情報処理実習 | 1 | | 栄養教育実習 | 1 | |
| | 健康管理情報処理実習 | | 1 | 臨床栄養学 | 2 | |
| | 公衆衛生学 | 2 | | 医療栄養学(栄養薬理学を含む) | | 2 |
| | 環境保健学 | 2 | | 臨床栄養管理 | 2 | |
| | 衛生学実習(微生物学実習を含む) | | 1 | 臨床栄養管理実習 | 1 | |
| | 社会福祉論 | | 2 | 臨床栄養教育 | 2 | |
| | 健康づくり運動処方演習 | 1 | | 臨床栄養教育実習 | | 1 |
| | 健康づくり運動処方演習 | | 1 | 公衆栄養学 | 2 | |
| | 解剖生理学 | 2 | | 栄養疫学 | | 2 |
| | 解剖生理学各論 | | 2 | 地域栄養計画論 | | 2 |
| | 解剖学実習 | 1 | | 地域栄養計画実習 | | 1 |
| | 栄養生理学(運動生理学を含む) | 2 | | 給食管理論 | 2 | |
| | 栄養生理学実習 | 1 | | 給食管理実習 | | 1 |
| | 生化学 | 2 | | 給食経営管理論 | | 2 |
| | 生化学実験 | 1 | | 給食経営管理実習 | | 1 |
| | 分子栄養学 | 2 | | 管理栄養士実践演習 | | 1 |
| | 栄養学実験 | 1 | | 管理栄養士総合演習 | | 1 |
| | 微生物学 | 2 | | 管理栄養士活動演習 | | 1 |
| | 病理学 | | 2 | 臨地実習(校外実習) | | 1 |
| | 免疫疫学 | 2 | | 臨地実習 | | 3 |
| | 臨床医学総論 | 2 | | 看護・介護論 | | 2 |
| | 臨床医学各論 | | 2 | 臨床栄養活動論 | | 2 |
| | 食品学総論 | 2 | | 臨床栄養実習 | | 1 |
| | 食品学各論(食品加工学を含む) | | 2 | 地域栄養活動論 | | 2 |
| | 食品化学実験 | 1 | | 地域保健・福祉栄養学 | | 2 |
| | 食品栄養学実験 | | 1 | 地域栄養調査実習 | | 1 |
| | 食品機能学 | 2 | | スポーツ概論 | | 2 |
| 調理工学 | 2 | | 運動栄養学 | | 2 | |
| 調理・加工実験 | 1 | | スポーツ栄養実習 | | 1 | |
| 基礎調理学実習 | 1 | | 給食システム論 | | 2 | |
| 応用調理学実習 | | 1 | フードマネジメント論(マーケティング論を含む) | | 2 | |
| 食品衛生学 | 2 | | フードマネジメント実習 | | 1 | |
| 食品衛生学実験 | 1 | | 情報提供論 | | 2 | |
| 専 門 科 目 | 基礎栄養学 | 2 | | 食品開発・品質管理論 | | 2 |
| | 実践栄養学 | 2 | | 食品・メニュー開発実習 | | 1 |
| | 実践栄養学基礎実習 | | 1 | 栄養教諭論 | | 2 |
| | 栄養管理(アセスメント論を含む) | | 2 | 栄養教諭論実践研究 | | 2 |
| | 食事摂取基準論 | 2 | | 総合講座 | 2 | |

| 授 業 科 目 | | 単位数 | | 授 業 科 目 | | 単位数 | |
|------------------|---------------|-----|----|------------------|-----------------------------------|-----|----|
| | | 必修 | 選択 | | | 必修 | 選択 |
| 専 門 科 目 | 実 践 栄 養 学 特 論 | | 2 | 教 職 科 目 | 教 職 論 | | 2 |
| | 実 践 栄 養 学 特 論 | | 2 | | 教育原理（教育に関する社会的、 制度的又は経営的事項を含む） | | 2 |
| | 実 践 栄 養 学 特 論 | | 2 | | 発 達 と 学 習 の 心 理 学 | | 2 |
| | 実 践 栄 養 学 特 論 | | 2 | | 教 育 課 程 論 | | 1 |
| | 実 践 栄 養 学 特 論 | | 2 | | 道 徳 教 育 研 究 | | 2 |
| | 実 践 栄 養 学 特 論 | | 2 | | 特 別 活 動 研 究 | | 1 |
| | 実 践 栄 養 学 特 論 | | 2 | | 教 育 方 法 及 び 技 術 | | 2 |
| | 実 践 栄 養 学 特 論 | | 2 | | 生 徒 指 導 論 | | 2 |
| | 実 践 栄 養 学 特 論 | | 2 | | 教 育 相 談 | | 2 |
| | 演 業 研 習 究 | | 2 | | 栄 養 教 諭 教 育 実 習 指 導 | | 1 |
| | | | 4 | | 栄 養 教 諭 教 育 実 習 | | 1 |
| | | | | | 教 職 実 践 演 習 （ 栄 養 教 諭 ） | | 2 |

1 - 3 栄養学部保健栄養学科栄養科学専攻

| | 授 業 科 目 | 単位数 | | 授 業 科 目 | 単位数 | |
|----------------------------|-------------|-----|-----------|---|-----|----|
| | | 必修 | 選択 | | 必修 | 選択 |
| 専 門 基 礎 科 目 | 基礎化学 | 2 | | 食事療法論 | 2 | |
| | 基礎化学実験 | 1 | | 食事療法実習 | 1 | |
| | 基礎有機化学 | 2 | | 給食実務論(給食計画論を含む) | 2 | |
| | 生物有機化学 | 2 | | 食事計画実習 | 1 | |
| | 情報処理統計学 | 2 | | 給食運営実習 | 1 | |
| | 情報処理統計学実習 | 1 | | 校外実習(給食運営実習) | | 1 |
| | 情報処理学実習 | | 1 | 食生活論 | | 1 |
| | 医学概論 | | 1 | 食生活・環境調査法実習 | 1 | |
| | 公衆衛生学 | 2 | | 食料経済 | | 1 |
| | 環境保健学 | | 2 | 栄養士活動演習 | | 1 |
| | 衛生学実習 | 1 | | 家族関係学 | | 2 |
| | 解剖生理学 | 2 | | 家庭経営学(家庭経済学を含む) | | 2 |
| | 栄養生理学 | 2 | | 衣構成学実習 | | 1 |
| | 栄養生理学実習 | 1 | | 衣構成学実習 | | 1 |
| | 生化学 | 2 | | 衣材料学 | | 2 |
| | 栄養学・生化学実験 | | 1 | 住居学(製図を含む) | | 2 |
| | 分子栄養学 | 2 | | 保育学(実習及び家庭看護を含む) | | 2 |
| | 微生物学 | 2 | | 家庭電気・機械 | | 1 |
| | 免疫学 | 2 | | 情報処理 | | 1 |
| 社会福祉論 | 2 | | スポーツ概論 | | 2 | |
| 専 門 科 目 | 実践栄養学 | 2 | | 生涯スポーツ演習 | | 1 |
| | 栄養学総論 | 2 | | 生涯スポーツ演習 | | 1 |
| | 栄養学各論 | 2 | | スポーツ生理学 | | 2 |
| | 栄養学実習 | 1 | | <small>※スポーツ生理学実習(体力評価・運動負荷試験を含む)</small> | | 1 |
| | 食品学総論 | 2 | | スポーツ栄養学 | | 2 |
| | 食品学各論 | 2 | | スポーツ栄養学実習 | | 1 |
| | 食品化学実験 | 1 | | 健康増進スポーツ医学 | | 2 |
| | 食品栄養学実験 | | 1 | 健康づくり運動処方演習 | | 1 |
| | 食品機能学 | 2 | | スポーツトレーニング方法論 | | 2 |
| | 食品加工学 | | 2 | スポーツトレーニング方法論実習 | | 1 |
| | 食品衛生学 | 2 | | ライフサイエンス健康管理論 | | 2 |
| | 食品衛生学実験 | 1 | | 種目別スポーツ指導実習 | | 1 |
| | 調理学実験 | 2 | | 実践栄養運動指導実習 | | 2 |
| | 調理・加工実習 | | 1 | 臨床検査学基礎実習 | | 1 |
| | 基礎調理学実習 | 1 | | 臨床関係法規 | | 1 |
| | 基礎調理学実習 | 1 | | 医用工学概論 | | 2 |
| | 応用調理学実習 | 1 | | 医用工学実習 | | 1 |
| | 専門調理学実習 | | 1 | 情報科学概論 | | 2 |
| | ライフステージ供食実習 | 1 | | 臨床検査医学総論 | | 2 |
| | 食教 | 2 | | 臨床検査医学総論 | | 2 |
| 食教実習 | 1 | | 病理理学 | | 2 | |
| 栄養指導論 | 2 | | 病理組織細胞検査学 | | 2 | |
| 公衆栄養学概論 | 2 | | 解剖組織学実習 | | 1 | |
| 臨床栄養学 | 2 | | 病理検査学実習 | | 1 | |

| 授 業 科 目 | 単位数 | | 授 業 科 目 | 単位数 | |
|------------------|-----------------------------------|-----|---------------------------|-----------------|----|
| | 必修 | 選択 | | 必修 | 選択 |
| 専 門 科 目 | | 2 | 専 門 科 目 | 栄 養 科 学 特 論 | 2 |
| | 血 液 検 査 学 実 習 | 2 | | 栄 養 科 学 特 論 | 2 |
| | 血 液 検 査 学 | 2 | | 栄 養 科 学 特 論 | 2 |
| | 医 動 物 学 実 習 | 2 | | 栄 養 科 学 特 論 | 2 |
| | 医 動 物 検 査 学 実 習 | 0.5 | | 栄 養 科 学 特 論 | 2 |
| | 生 化 学 検 査 学 | 2 | | 栄 養 科 学 特 論 | 2 |
| | 生 化 学 検 査 学 | 2 | | 栄 養 科 学 特 論 | 2 |
| | 生 化 学 検 査 学 実 習 | 1 | | 栄 養 科 学 特 論 | 2 |
| | 放 射 性 同 位 元 素 検 査 技 術 学 | 2 | | 栄 養 科 学 特 論 | 2 |
| | 放 射 性 同 位 元 素 検 査 技 術 学 実 験 | 0.5 | | 総 合 教 育 セ ミ ナ ー | 2 |
| | 臨 床 検 査 総 論 | 2 | | 総 合 教 育 セ ミ ナ ー | 2 |
| | 臨 床 検 査 総 論 実 習 | 0.5 | | 総 合 教 育 セ ミ ナ ー | 2 |
| | 分 子 生 物 学 | 2 | | 座 席 講 義 | 2 |
| | 遺 伝 子 検 査 学 実 験 | 1 | 卒 業 研 究 論 | 2 | |
| | 微 生 物 検 査 学 | 2 | 教 育 原 理 | 2 | |
| | 微 生 物 検 査 学 実 習 | 2 | 教 育 原 理 (教 育 課 程 を 含 む) | 2 | |
| | 免 疫 検 査 学 | 2 | 発 達 と 学 習 の 心 理 学 | 2 | |
| | 輸 血 ・ 移 植 検 査 学 | 2 | 家 庭 科 教 育 法 | 2 | |
| | 免 疫 検 査 学 実 習 | 1 | 家 庭 科 教 育 法 | 2 | |
| | 生 理 機 能 学 | 2 | 家 庭 科 教 育 法 | 2 | |
| | 生 理 機 能 検 査 学 (救 急 処 置 法 を 含 む) | 2 | 道 徳 教 育 研 究 | 2 | |
| | 生 理 機 能 検 査 学 実 習 | 1 | 特 別 活 動 研 究 | 1 | |
| | 画 像 検 査 学 | 2 | 教 育 方 法 及 び 技 術 | 2 | |
| | 画 像 検 査 学 実 習 | 1 | 生 徒 指 導 論 | 2 | |
| | 検 査 管 理 総 論 | 2 | 教 育 相 談 論 | 2 | |
| | 検 査 機 器 総 論 | 1 | 進 路 指 導 論 | 1 | |
| | 生 理 機 能 検 査 学 臨 地 実 習 | 4 | 介 護 等 体 験 実 習 講 義 | 2 | |
| | 生 化 学 検 査 学 臨 地 実 習 | 2 | 教 育 実 習 指 導 | 1 | |
| | 血 液 検 査 学 臨 地 実 習 | 2 | 教 育 実 習 | 2 | |
| | 免 疫 検 査 学 臨 地 実 習 | 2 | 教 育 実 習 | 2 | |
| | 臨 床 検 査 総 論 臨 地 実 習 | 2 | 教 職 実 践 演 習 (中 ・ 高) | 2 | |
| | 臨 床 検 査 学 特 論 | 4 | | | |
| 栄 養 科 学 特 論 | 2 | | | | |
| 栄 養 科 学 特 論 | 2 | | | | |

1 - 4 栄養学部保健栄養学科保健養護専攻

| | 授 業 科 目 | 単位数 | | | 授 業 科 目 | 単位数 | |
|--------------------------|----------|-------|----|------|----------------------|--------|----|
| | | 必修 | 選択 | | | 必修 | 選択 |
| 専門基礎科目 | 医学概論 | | 2 | | 看護学実習指導 | | 1 |
| | 人体の構造と機能 | 2 | | | 看護学実習 | | 3 |
| | 人体の構造と機能 | 2 | | | 成人・老人看護学 | | 2 |
| | 人体の構造と機能 | 2 | | | 母子看護学 | | 2 |
| | 解剖生理学実習 | | 1 | | 救急看護学 | 2 | |
| | 解剖生理学実習 | | 1 | | 養護診断総論 | | 2 |
| | 生化学 | 2 | | | 養護診断各論 | | 2 |
| | 微生物学 | 2 | | | 養護診断演習 | | 1 |
| | 感染制御学実習 | 1 | | | ヘルスカウンセリング | | 2 |
| | 免疫疫学 | 2 | | | 健康相談活動論 | 2 | |
| | 病理学総論 | | 2 | | 特別支援教育 | | 2 |
| | 病理学各論 | | 2 | | 特別支援コーディネーター(指導法を含む) | | 2 |
| | 薬理学 | | 2 | | 精神保健 | | 2 |
| | 専門科目 | 実践栄養学 | 2 | | | 学校保健総論 | 2 |
| 栄養学総論 | | 2 | | | 学校保健・安全各論 | 2 | |
| 栄養学・生化学実験 | | 1 | | | 学校保健管理 | | 2 |
| 食品学総論 | | 2 | | | 養護概説 | 2 | |
| 食品学各論 | | 2 | | | 保健室経営論 | | 2 |
| 基礎調理学実習 | | 1 | | 専門科目 | 教職養護論 | | 2 |
| 応用調理学実習 | | | 1 | | 社会福祉論 | | 2 |
| 臨床医学概論 | | 2 | | | 人権と法倫理 | | 1 |
| 臨床医学各論 | | | 2 | | 介護・福祉論 | | 2 |
| 公衆栄養学 | | 2 | | | 介護等体験実習講義 | | 2 |
| 食育論 | | 2 | | | 発育・ヘルスプロモーション論 | | 2 |
| 保健学総論 | | 2 | | | ヘルスプロモーション論実習 | | 1 |
| 保健管理学 | | 2 | | | 学校健康教育論 | | 2 |
| 保健統計学 | | 2 | | | 体力管理学 | | 2 |
| 保健社会調査論 | | | 2 | | 体力管理学実習 | | 1 |
| 保健体育実技 | | 1 | | | ニーズアセスメント | | 2 |
| 公衆衛生学 | | 2 | | | 実践体育運動療法 | | 2 |
| 環境保健学 | | | 2 | | 保健養護特論 | | 2 |
| 学校環境衛生実習 | | | 1 | | 保健養護特論 | | 2 |
| 食品衛生学 | | 2 | | | 保健養護特論 | | 2 |
| 情報処理統計学 | | 2 | | | 保健養護特論 | | 2 |
| 情報処理統計学実習 | | | 1 | | 保健養護特論 | | 2 |
| 小児疾患学総論(子どもの病気と栄養を含む) | | | 2 | | 保健養護特論 | | 2 |
| 小児疾患学各論(眼・耳鼻咽喉・歯科口腔・皮膚科) | | | 2 | | 保健養護特論 | | 2 |
| 母子保健学(母性性・男性性を含む) | | | 2 | | 保健養護特論 | | 2 |
| 看護学総論 | | 2 | | | 保健養護特論 | | 2 |
| 看護学実習 | | | 2 | | 卒業研究 | | 4 |

| 授 業 科 目 | | 単位数 | | 授 業 科 目 | | 単位数 | |
|------------------|----------------|-----|----|------------------|-----------------|-----|----|
| | | 必修 | 選択 | | | 必修 | 選択 |
| 教 職 科 目 | 教 職 論 | | 2 | 教 職 科 目 | 教 育 方 法 及 び 技 術 | | 2 |
| | 教 育 原 理 | | 2 | | 生 徒 指 導 論 | | 2 |
| | 教育原理 (教育課程を含む) | | 2 | | 教 育 相 談 | | 2 |
| | 発達と学習の心理学 | | 2 | | 進 路 指 導 論 | | 1 |
| | 保健科教育法 | | 2 | | 教 育 実 習 指 導 | | 1 |
| | 保健科教育法 | | 2 | | 教 育 実 習 | | 2 |
| | 保健科教育法 | | 2 | | 教 育 実 習 | | 2 |
| | 保健科教育法 | | 2 | | 養 護 実 習 指 導 | | 1 |
| | 看護科教育法 | | 2 | | 養 護 実 習 | | 4 |
| | 看護科教育法 | | 2 | | 教職実践演習(養護教諭) | | 2 |
| | 道徳教育研究 | | 2 | | 教職実践演習(中・高) | | 2 |
| | 特別活動研究 | | 1 | | | | |

1 - 5 栄養学部食文化栄養学科

| 授 業 科 目 | 単位数 | | 授 業 科 目 | 単位数 | |
|---------|----------------|----|-----------------------|-------------------------|----|
| | 必修 | 選択 | | 必修 | 選択 |
| 専門基礎科目 | 実践栄養学実習 | 2 | 食具文化論 | | 2 |
| | 栄養生理学 | | 2 | 国際栄養学 | 2 |
| | 基礎栄養学 | 2 | 食生態調査法実習 | | 1 |
| | 栄養生化学 | 2 | 国際協力論 | | 2 |
| | ライフステージ食生活論 | | 2 | 食料地理学 | 2 |
| | 栄養科学実習 | 1 | 日本料理実習 | | 2 |
| | 健康管理概論 | | 2 | 食コーディネート論 | 2 |
| | 生涯スポーツ演習 | 1 | 食コーディネート論実習 | | 2 |
| | 生涯スポーツ演習 | | 1 | アジア料理実習(中国料理を含む) | 2 |
| | 食品栄養学基礎 | 2 | 西洋料理実習 | | 2 |
| | 食用生物学 | | 2 | 製菓・製パン実習 | 1 |
| | 食品学総論(食品機能を含む) | 2 | プランニング概論 | 2 | |
| | 食品学各論 | 2 | 起業入門 | | 2 |
| | 食品化学実験 | | 1 | フードシステム論 | 2 |
| | 文化学概論 | 2 | フードスペシャリスト論 | | 2 |
| | 食文化概論 | 2 | フードスペシャリスト試験対策講座 | | 2 |
| | 国際理解論 | 2 | フードマネジメント論(経営論を含む) | | 2 |
| | 食生態学 | 2 | 消費者論 | | 2 |
| | 文化記号論 | | 2 | デザイン基礎 | 2 |
| | 多文化複合論 | | 2 | コンピュータ・グラフィックス活用実習 | 2 |
| | 日本文化論 | | 2 | 映像表現法実習 | 2 |
| | 調理学 | 2 | 情報処理・統計学実習 | 2 | |
| | 基礎調理学実習 | 2 | メディア表現論 | | 2 |
| | 応用調理学実習 | 2 | 食文化情報論 | | 2 |
| | 食事計画論 | 2 | プログラミング実習 | | 2 |
| | 調理科学(実験を含む) | | 2 | 料理データベース論実習 | 2 |
| | 情報処理実習 | 2 | 専門料理技術・用語論 | | 2 |
| | 情報システム論 | | 2 | 商圈調査論 | 2 |
| | 情報社会論 | | 2 | レストランプロデュース論(インテリア論を含む) | 2 |
| | パソコンスキルアップ講座 | | 2 | レストランプロデュース論実習 | 1 |
| 写真表現法実習 | | 1 | 創作メニュー実習 | 2 | |
| 文章論演習 | 1 | | 営業調理実習 | 1 | |
| 文章論演習 | | 1 | フードサービスシステム論(厨房設計を含む) | 2 | |
| 専門科目 | 食育・食心理学 | | 2 | テーブルカラーコーディネート論 | 1 |
| | ライフステージ栄養学 | | 2 | イベントコーディネート論 | 1 |
| | 環境保健学 | | 2 | 食品官能評価・品質評価論(演習を含む) | 2 |
| | 介護食事論 | | 2 | 中食・外食メニュー開発論 | 2 |
| | 公衆衛生学 | 2 | | フードインダストリー論 | 2 |
| | 病態栄養学 | | 2 | パッケージ論(デザインを含む) | 2 |
| | 発酵食品学 | | 2 | 商品開発・マーケティング論 | 2 |
| | 食品加工・保蔵学 | | 2 | 食品加工製造実習 | 1 |
| | 食物加工実習 | | 1 | 地域振興論 | 2 |
| | 食品衛生学 | 2 | | メディア開発実習 | 2 |
| | 食品衛生学実験・実習 | | 1 | メディア編集論 | 2 |
| | 食生活文化論 | 2 | | 国際食活動フィールドワーク実習 | 2 |
| | 食文化調査実習 | | 2 | 食貿易社会論 | 2 |
| | 食民俗文化史 | | 2 | 食教育論実習 | 2 |
| | | | | 専門科目 | |

| 授 業 科 目 | | 単位数 | | 授 業 科 目 | | 単位数 | |
|------------------|-----------------|-----|----|------------------|-----------------|-----|----|
| | | 必修 | 選択 | | | 必修 | 選択 |
| 専 門 科 目 | 地 域 食 振 興 実 習 | | 2 | 専 門 科 目 | 食 文 化 栄 養 学 特 論 | | 2 |
| | 食 文 化 栄 養 学 総 論 | 2 | | | 食 文 化 栄 養 学 特 論 | | 2 |
| | 食 文 化 栄 養 学 総 論 | 2 | | | 食 文 化 栄 養 学 特 論 | | 2 |
| | 食 文 化 栄 養 学 演 習 | 1 | | | 食 文 化 栄 養 学 特 論 | | 2 |
| | 食 文 化 栄 養 学 実 習 | 10 | | | 食 文 化 栄 養 学 特 論 | | 2 |
| | 食 文 化 栄 養 学 特 論 | 2 | | | 食 文 化 栄 養 学 特 論 | | 2 |
| | 食 文 化 栄 養 学 特 論 | | 2 | | 食 文 化 栄 養 学 特 論 | | 2 |
| | 食 文 化 栄 養 学 特 論 | | 2 | | 食 文 化 栄 養 学 特 論 | | 2 |
| | 食 文 化 栄 養 学 特 論 | | 2 | | 食 文 化 栄 養 学 特 論 | | 2 |
| | 食 文 化 栄 養 学 特 論 | | 2 | | 食 文 化 栄 養 学 特 論 | | 2 |

2 栄養学部二部保健栄養学科

| | 授 業 科 目 | 単位数 | | 授 業 科 目 | 単位数 | |
|-------------|----------------|------|--------------|-------------------------|-----|----|
| | | 必修 | 選択 | | 必修 | 選択 |
| 基礎・ 教養科目 | (人文科学) | | | | | |
| | 哲学 | | 2 | 食品栄養学(食品機能を論を含む) | 2 | |
| | 文学 | | 2 | 調理学 | | 2 |
| | 心理学 | | 2 | 基礎調理学実習 | 2 | |
| | 男子と女子の関係史 | 内2以上 | 2 | 応用調理学実習 | | 2 |
| | 人文科学特論 | | 2 | 調理科学実験 | 2 | |
| | 人文科学特論 | | 2 | 調製菓実習 | | 1 |
| | (社会科学) | | | 微生物学 | | 2 |
| | 経済学 | | 2 | 食品衛生学 | 2 | |
| | 歴史学 | | 2 | 食品衛生学実験 | | 1 |
| | 教育学 | 内2以上 | 2 | 公衆衛生学 | | 2 |
| | 日本国憲法 | | 2 | 公衆衛生学論 | | 2 |
| | 社会科学特論 | | 2 | 解剖・栄養生理学 | 2 | |
| | 社会科学特論 | | 2 | 栄養生理学実習 | | 1 |
| | (自然科学) | | | 免疫疫理学 | | 2 |
| | 生物物理学 | | 2 | 保健体育講義 | | 2 |
| | 自然人類学 | 内2以上 | 2 | 保健体育実技 | | 1 |
| | 自然計学 | | 2 | 保健体育実技論 | | 2 |
| | 自然科学特論 | | 2 | 介護等体験指導 | | 2 |
| | 自然科学特論 | | 2 | 社会福祉論 | | 2 |
| (外国語) | | | 保健管理論 | | 2 | |
| 英語 | | 2 | 健康教育論 | | 2 | |
| 英語 | | 2 | 食文化論 | | 2 | |
| 英語コミュニケーション | 内4以上 | 2 | フードコーディネーター論 | | 2 | |
| 英語コミュニケーション | | 2 | フードサービス論 | | 2 | |
| 外国語 | | 2 | フードスペシャリスト論 | | 2 | |
| 外国語 | | 2 | 高度専門科目 | | | |
| 外国語 | | 2 | 分子栄養学 | | 2 | |
| 専門科目 | 生物・化学的基礎 | 2 | | 医療栄養学 | | 2 |
| | 生理・生化学実験 | | 1 | 臨床栄養教育 | | 2 |
| | 生物有機化学 | | 2 | ヘルス・プロモーション論 | | 2 |
| | 基礎栄養学 | 2 | | スポーツ栄養学 | | 2 |
| | 食事摂取基準論 | | 2 | 国際栄養学 | | 2 |
| | 生化学 | | 2 | 食品加工・開発論 | | 2 |
| | 実践栄養学 | 1 | | 食品の官能評価・鑑別論 | | 1 |
| | 実践栄養学演習 | 1 | | 環境保健学 | | 2 |
| | 食育の実践演習 | | 1 | 臨床医学総論 | | 2 |
| | 食教育論 | | 2 | 臨床医学各論 | | 2 |
| | 地域活動論 | | 2 | 栄養・食情報システム論(統計処理を含む) | | 2 |
| | 臨床栄養学(栄養管理を含む) | 2 | | プランニング概論 | | 2 |
| | 臨床栄養学実習 | | 1 | 食料システム論(マーケティングリサーチを含む) | | 2 |
| | 公衆栄養学 | | 2 | 家庭経営学(家庭経済学を含む) | | 2 |
| | 栄養管理論 | | 2 | 家族関係学 | | 2 |
| ライフステージ別栄養学 | | 2 | 衣材料学 | | 2 | |
| 食品学総論 | 2 | | 衣環境構成学実習 | | 1 | |
| 食品学各論 | | 2 | | | | |
| 食品学実験 | | 1 | | | | |

別表第二 入学検定料・入学金及び授業料等

| | 栄 養 学 部 | | | | 栄養学部二部 |
|----------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 実践栄養学科 | 保 健 栄 養 学 科 | | 食文化栄養学 | 保健栄養学科 |
| | | 栄養科学専攻 | 保健養護専攻 | | |
| 入 学 検 定 料 (大学入試センター試験利用入試検定料) | 25,000円 (10,000円) | 25,000円 (10,000円) | 25,000円 (10,000円) | 25,000円 (10,000円) | 25,000円 (10,000円) |
| 入 学 金 | 375,000円 | 375,000円 | 375,000円 | 361,000円 | 260,000円 |
| 授 業 料 (年額) | 980,000円 | 980,000円 | 980,000円 | 967,000円 | 481,000円 |
| 実験実習教育研究費 (年額) | 272,000円 | 272,000円 | 272,000円 | 250,000円 | 115,000円 |
| 施 設 費 (年額) | 471,000円 | 471,000円 | 471,000円 | 471,000円 | 235,000円 |

| | 委 託 生 | | 研 究 生 | |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| | 本学卒業生 | そ の 他 | 本学卒業生 | そ の 他 |
| 入 学 検 定 料 | 20,000円 | 30,000円 | 20,000円 | 30,000円 |
| 授 業 料 (月額) | 30,000円 | | 20,000円 | |

| | | 科 目 等 履 修 生 | |
|----------------|---------|-------------|---------|
| | | 本 学 卒 業 生 | そ の 他 |
| 入 学 検 定 料 | | 20,000円 | 30,000円 |
| 登 録 料 (入学時) | 単 位 要 | 30,000円 | 30,000円 |
| | 単 位 不 要 | - | - |
| 授 業 料 (1単位) | 単 位 要 | 10,000円 | 13,000円 |
| | 単 位 不 要 | 10,000円 | 10,000円 |